最終更新日：2018年6月27日
名糖産業株式会社
代表取締役社長 小島　寛志
問合せ先：052-521-7112
証券コード：2207

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実が経営の重要課題の一つであると認識しております。すなわち、経営環境の変化に的確に対応するとともに、経営の基本方針に沿って企業価値の永続的な向上を目指すために、経営上の組織体制や仕組みを整備し、必要な施策を実施していくことを、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としております。さらに、企業活動に際しては、法の遵守と企業倫理の高揚に努め、お客様、株主の皆様、取引先様、社員ならびに地域社会との信頼関係を高めてまいります。

当社は以下の企業理念および経営基本姿勢を定めております。
＜企業理念＞
食品と化成品の関連分野をベースとしておいしさ、たのしさ、健康を追求しお客様に喜ばれる商品を提供します。
＜経営基本姿勢＞
1.お客様重視の経営
2.迅速、確実な仕事とたゆまぬ創意工夫に基づく独自性のある経営
3.人間性を尊重し、能力、意欲を最大限に発揮する活力ある経営

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4】
当社は、自社の株主における機関投資家や海外投資家の比率が、それぞれ相当数となった段階で議決権の電子行使を可能とするための環境作りや株主総会招集通知の英訳を検討いたします。

【補充原則3-1-2】
当社は、自社の株主における海外投資家の比率が、相当数となった段階で株主総会招集通知および情報の開示の英訳を検討いたします。

【補充原則4-8-1】
独立社外取締役2名にて、客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図り、その責務を十分に果たすものと考えておりますので、独立社外者のみを構成員とする会合を開催する予定はありません。

【補充原則4-8-2】
平成30年6月26日開催の定時株主総会において、独立社外取締役2名を選任いたしましたので、筆頭独立社外取締役の必要性について検討いたします。

【補充原則4-11-3】
当社は、取締役会の実効性評価のためのアンケート調査を実施し、その結果、取締役会の実効性は適切に確保されていると判断しておりますが、現在のところ開示はしておりません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】
当社グループは、企業価値を向上させるための中長期的な視点に立ち、事業戦略上の重要性、取引先との事業上の関係などを総合的に勘案し、政策的に必要とする株式については、保有していく方針です。
政策保有株式の議決権の行使につきましては、投資先の経営政策と方針を尊重したうえで、その議案の内容を吟味し株主価値の向上に資するものか否かを判断したうえで適切に議決権を行使いたします。

【原則1-7】
取締役の競合取引、取締役と会社との取引については、会社や株主共同の利益を害することのないよう、またそうした懸念を惹起することのないよう当社の「取締役会規則」において取締役会の決議事項と定めております。

【原則3-1】
(1) (2) 当社の目指すところ（企業理念）およびコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書の「1.1基本的な考え方」に記載しております。
(3) 取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続きは、本報告書の「2.1【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。
(4) 取締役の指名については、職務の執行において善管注意義務・忠実義務を適切に果たし、当社の持続的な利益成長と企業価値向上に貢献するための資質を備えていることを要件とし、代表取締役社長が取締役会に推薦するとともに、推薦理由を説明し、取締役会で審議のうえ決定いたします。
(5) 取締役の選任・指名についての説明は株主総会招集通知で行います。

【補充原則4-1-1】
取締役会は、「取締役会規則」に則り、取締役会での経営判断・意思決定を行っております。また、業務執行につきましては、代表取締役社長を最

高責任者として、各事業部門の責任者が「業務分掌規程」「稟議規程」に則り、担当業務を執行しております。なお、経営会議を事業運営上の重要事項などを審議する機関として随時開催しております。

【原則4-9】
当社は、社外取締役の独立性判断基準として、会社法上および金融商品取引所が定める基準の要件に加え、当社の経営に対して客観的かつ中立な立場から監督および助言・提言が行える豊富な経験と幅広い見識等を重視しております。

【補充原則4-11-1】
取締役会は、定款に定められた員数内で原則3-1 (4) の方針および当社事業に必要な知識・能力・経験のバランスの取れる多様な背景を有する者を取締役に選任しております。

【補充原則4-11-2】
取締役の重要な兼職の状況は、株主総会招集通知の事業報告に記載しております。

【補充原則4-14-2】
当社は、取締役に対して、社会情勢の変化や法制度改正等に応じ、適宜適切な情報提供や外部機関などを活用したトレーニングの機会を提供しております。

【原則5-1】
当社は、株主との建設的な対話を促進するため、総務・経理部門の担当役員が窓口になり、電話・手紙・メール等の問合せに迅速に対応し、株主からの申込みに合理的な範囲において誠実に対応するよう体制を整備しております。また、株主との対話において、企業価値に資する株主の意見については、経営幹部等へフィードバックしております。
インサイダー情報の管理については、「内部情報管理および内部者取引規制に関する規則」を制定しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
名糖産業取引先持株会	1,125,090	6.52
興和株式会社	920,288	5.33
株式会社三菱東京UFJ銀行	785,850	4.55
高砂香料工業株式会社	753,096	4.36
三井住友信託銀行株式会社	713,000	4.13
興和新薬株式会社	640,711	3.71
株式会社大垣共立銀行	600,139	3.48
名糖運輸株式会社	537,000	3.11
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	453,130	2.62
東邦瓦斯株式会社	453,100	2.62

支配株主 (親会社を除く) の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	食料品
直前事業年度末における (連結) 従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における (連結) 売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
稲越千束	公認会計士								△			
宮博則	弁護士								△			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
稲越千束	○	○	稲越千束氏は、平成23年7月まで有限責任 あずさ監査法人に所属していた公認会計士であり、当社は同監査法人と監査契約を結んでおりますが、独立性に影響を与える取引関係でないことから、概要の記載を省略いたします。	直接企業経営に関与された経験はありませんが、会計士として企業財務・法務に精通し、企業経営に関する高い見識を有していることから、監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である社外取締役に選任しております。また、当社との間で特別な利害関係は有しておらず、一般株主と利益相反が生じる恐れがないため、独立役員に指定しております。

宮博則	○	○	宮　博則氏は弁護士であり、平成28年4月まで当社から顧問契約に基づく報酬を受けておりましたが、報酬は当社売上高に対して僅少であります。また、当社は同氏が所属する法律事務所の他の弁護士と顧問契約を結んでおりますが、当社と同事務所との間に顧問契約はありません。	直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営に関する十分な見識を有していることから、監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である社外取締役に選任しております。また、当社との間で特別な利害関係は有しておらず、一般株主と利益相反が生じる恐れがないため、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

・監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の要請に応じて、総務部および経理部の要員がその任務にあたる。
・上記の要員が監査等委員の要請による任務を遂行する場合は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員および内部監査人は、会計監査人と定期的な会合を開催するなどして連携を図るとともに意見交換を行ってまいります。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名

その他独立役員に関する事項

当社における社外役員の独立性に関する基準は以下のとおりであります。

当社の社外取締役が独立性を有していると判断される場合には、当社社外取締役が以下のいずれの基準にも該当してはならないこととしております。

1．当社および当社の連結子会社（以下「当社グループ」という。）を主要な取引先とする者またはその業務執行者
2．当社グループの主要な取引先またはその業務執行者
3．当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家
　（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
4．最近において1、2または3に該当していた者
5．次の（1）から（3）までのいずれかに掲げる者の二親等内の親族
　（1）1から4までに掲げる者
　（2）当社の連結子会社の業務執行者
　（3）当社の連結子会社の業務執行者でない取締役

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	その他

該当項目に関する補足説明 更新

下記「[取締役報酬関係] 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況 更新	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

前事業年度に取締役および監査役に支払った報酬等の額は以下のとおりであります。

	人員	報酬等の額
取締役	8名	75,620千円
(うち社外	1名	4,200千円)
監査役	3名	19,200千円
(うち社外	2名	6,000千円)

(注) 1. 平成19年6月28日開催の第65期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額1億3,000万円以内 (ただし、使用人分給与は含まない)、監査役の報酬限度額は年額2,400万円以内と決議いただいております。
2. 上記の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬体系は、基本部分と業績を加味した部分から構成されており、体系見直しの一環として、年功的かつ報酬の後払い的要素を含む役員退職慰労金制度を平成20年6月27日開催の定時株主総会終結の時をもって廃止し、株主総会で決議された役員の報酬限度額の範囲内で報酬に組み入れ、業績を加味する部分の比重を高める報酬制度としております。
取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬額は、基本報酬および業績を加味した報酬を年額報酬とし、上記限度額の範囲内で、取締役会においてその額および配分を決定しております。また、業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的とし、ストックオプションを付与することがあります。
監査等委員である取締役の報酬額は、基本報酬のみを年額報酬とし、上記限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により常勤と非常勤に大別した基準に基づき決定しております。
なお、監査等委員会設置会社移行後の取締役の報酬等は、平成30年6月26日開催の第76期定時株主総会において、取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬限度額は年額1億3,000万円以内 (ただし、使用人分給与は含まない)、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額2,400万円以内と決議いただいております。

[社外取締役のサポート体制] 更新

社外取締役の要請に応じ総務部および経理部の要員が、必要に応じその任務にあたります。このほか、会計監査に定期的に立ち会う際に、会計面に関する情報収集を行うためのサポートをします。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(業務執行)
取締役会での経営判断および意思決定に基づき、代表取締役社長を業務執行の最高責任者とし、各事業部門の責任者が社内規定に則りそれぞれの権限に基づいて担当業務を執行しております。また、代表取締役社長、取締役および執行役員を中心として構成される「経営会議」が、事業運営上の重要事項などを審議する機関として、必要に応じて随時開催されております。
(監査・監督)
内部監査は、社長直属の組織として内部監査室 (2名) を設置し、必要に応じ監査対象部署以外の者を監査員として任命して、内部監査基本計画および実施計画に基づき、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況に関する監査を実施しており、監査の結果は、社長に報告され承認を受けて内部統制委員会に報告されます。
当社は、監査等委員会設置会社に移行し、監査等委員は常勤監査等委員1名および社外取締役である監査等委員2名で構成しております。監査等委員会監査は、監査方針および監査計画に基づき実施し、監査等委員は取締役会をはじめとする重要な会議に出席するなどして、取締役会の意思決定と業務執行の状況について、客観的な立場から監査を行い、必要に応じ代表取締役とも会合を持ち、情報交換を行ってまいります。
当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、柏木勝広氏、および鈴木　實氏であります。また、当社の会計監査業務に係り補助者は公認会計士9名、その他従事者18名であり、全員有限責任　あずさ監査法人に所属しております。

3．現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は平成30年6月26日開催の第76期定時株主総会の承認を経て、監査等委員会設置会社に移行しました。取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート･ガバナンスのより一層の充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日前に発送しております。また、発送日前にTDnetおよび当社ホームページ上に掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	第一集中日を回避して開催しています。
その他	OA機器を利用し、株主総会のビジュアル化･ナレーション化を推進しています。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信･報告書等を掲載しています。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	名糖産業グループ企業行動憲章を定め、その立場を尊重することとしています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	名糖産業グループ企業行動憲章を定め、正確かつ公正に適時開示することとしています。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の内部統制システムに関する基本方針およびその整備状況は、リスク管理体制も含め次のとおりであります。
1．取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1) 企業理念、経営基本姿勢および企業行動憲章を定め、当社企業グループ全体にこれらを遵守する体制を敷く。
(2)「名糖産業グループコンプライアンスマニュアル」(以下「コンプライアンスマニュアル」という)を制定し、これに基づきコンプライアンス全体を統括する組織として、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設け、コンプライアンス事務局および各部署にコンプライアンス責任者を置く。
(3)「コンプライアンスマニュアル」の実施要領の中で、次のことを定めて運用する。
・企業行動憲章を役員および社員に周知徹底するとともに広く社会へ周知する。
・コンプライアンスの理解のための教育を通じ、役員および社員がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたる。
・内部通報制度を設け、コンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることを知った場合は、事務局または社外顧問弁護士宛に通報する。なお、会社は通報内容を秘守するとともに、通報者に対しては何ら不利益を受けることがない体制を整備する。
・万一問題が発生した場合は、コンプライアンス責任者が速やかに解決にあたり、内容によりコンプライアンス委員会にて審議し、対応する。
・違反した場合には、社内規則または取締役会において処分する。
(4) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で組織的に対応するものとし、反社会的勢力および団体との取引関係の排除、その他一切の関係を持たない体制を整える。
(5) このほか、日常発生する法律問題全般に関しては、弁護士と顧問契約を結び、助言と指導を適時受けられる体制を設ける。

2．損失の危険の管理に関する体制
(1) 食品事業においては、FSSC22000に基づく食品安全マネジメントシステムの導入、ISO9001に基づく品質保証体制と「食品事故危機管理マニュアル」に基づき食品事故防止委員会を設け、化成品事業においては、「医薬品および医薬部外品の製造管理および品質管理規則(GMP)」に基づく品質保証体制のもとに、それぞれ教育訓練・システム検証等を実施し、損失の危険の管理を行う。また、有事には必要に応じ、広報・PL事故等の対応委員会を設置して全社的に対応する。
(2) 大規模自然災害や新型感染症等の発生により会社事業に重大かつ長期にわたり影響を与える事項については、「事業継続計画(BCP)」を定め事業中断等のリスクを可能な限り低減する体制を整える。
(3) 債権管理については、食品事業は営業本部の管轄の下、「販売管理規程」に基づき、各支店が必要に応じ信用調査を実施し、化成品事業は回収リスクの高い海外との直接取引について、同事業部または経理部ができる限り貿易一般保険や銀行保証などのリスクヘッジを行い、重ねて経理部が計数的管理を行う。
(4) 平時においては、部門ごとに予見可能なリスクを洗い出し、そのリスク軽減に取り組む。

3．取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)「組織規程」、「業務分掌規程」および「職務権限規程」等の社内規則を整備し、各部門の権限と責任を明確にするとともに、収益管理を徹底、追求する体制を整える。
(2) 統制環境としては、代表取締役および担当取締役が出席して各事業の進捗を報告する月次決算報告会を毎月開催しており、このほか経営環境の分析、利益計画の進捗状況の把握および社内組織の整備等を目的とした各種会議を定期的に、また必要に応じ開催し、そのうち、部署長(部長・工場長・支店長等)以上で構成する会議には、代表取締役社長、担当取締役および執行役員が出席する。
(3) 業務の運営については、目標管理制度を導入しており、各年度の予算を立案し、全社的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案、実行し、監視する。
(4) 日常の職務遂行については、「稟議規程」に基づき、稟議事項の明確化、徹底化を社内に浸透させ、重要事項については必ず決裁権者の決裁を受ける体制を整え、全社的に日々実践する。

4．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
(1) 文書等の保存については、法令・社内規則に基づき行う。
(2) 情報の管理については、情報ネットワークに関する使用規定および運用ルールを定めており、個人情報に関しては、「個人情報保護マニュアル」を制定し、これに基づき、基本方針ならびに運用規則を定めて対応する。

5．当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
(1) 当社企業グループ全体のコンプライアンスは、「コンプライアンスマニュアル」に基づき、コンプライアンス委員会が統括・推進しており、グループ各社にコンプライアンス責任者を置く。また、相談・通報体制については、その範囲をグループ全体とする。
(2) グループ各社の経営については、当社取締役が各社の取締役を一部兼務するが、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行い、健全性、効率性等の向上を図る。
(3) 当社企業グループの財務報告の信頼性を確保することについては、「財務報告に係る内部統制基本規程」を制定し、これに基づき社長を委員長とする内部統制委員会を設ける等、有効かつ適切な「内部統制報告書」を提出するための体制を整える。

6．監査等委員会の職務を補助すべき使用人およびその使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項
(1) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の要請に応じて、総務部および経理部の要員がその任務にあたる。
(2) 上記の要員が監査等委員会の要請による任務を遂行する場合は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保する。

7．監査等委員会への報告体制およびその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを知った場合は、法令に従い、直ちに監査等委員会に報告する。また、監査等委員会の選定する監査等委員の要請があるときは、会社の業務および財産の状況に関して必要な報告および情報提供を行う。
なお、当社は、監査等委員会へ当該報告をしたことを理由として不利益な処遇を一切行わない。
(2) 代表取締役は、必要に応じ随時、監査等委員会および会計監査人と情報の交換を行うとともに、経営に影響を及ぼす重要事項について協議する。
(3) 監査等委員は、取締役会に出席するほか、常勤監査等委員は、月次決算報告会等に出席し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の業務執行を監査するとともに、経営上および事業展開上の問題点の指摘ならびに改善点の勧告を積極的に行う。また、当社の会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。
(4) 当社は、監査等委員がその職務について生じる費用の前払い等を請求したときは、当該請求に係る費用または債務が監査等委員の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で組織的に対応する。
2. 弁護士、警察および関係機関との連携を強化して、反社会的勢力および団体との取引関係を排除し、その他一切の関係を断絶する体制を整える。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

当社は、投資家に対して適時適切な会社情報の開示を行うことを基本姿勢とし、取締役会および経営会議などで決定した事項や各部署で把握した発生事項のうち、適時開示が要請される情報ならびに投資判断に影響を与えると思われる重要情報などについて、以下のとおり取扱います。

1．適時開示の担当部署

･情報の集約･管理は情報取扱責任者（管理担当役員あるいは総務部長）とします。

･適時開示情報であるか否かの検討および情報の重要性の判断については、情報取扱責任者のもと、総務部、経理部を中心に適時開示規則等に準じて協議します。

･会社情報の適時開示については、情報取扱責任者の指揮のもとに総務部または経理部が担当します。

2．適時開示に係わる社内体制

･当社およびグループ各社において内部情報が発生した場合には、各部門およびグループ各社の責任者から情報取扱責任者に直ちに報告します。

･報告を受けた情報取扱責任者は、情報開示の判断を行うとともに、社内規定「内部情報管理および内部所取引規制に関する規則」に基づき情報管理を徹底します。

･適時開示が必要と判断された情報は、代表取締役社長に報告し、経営会議、取締役会の承認後（発生事実については必要に応じて）遅延なく証券取引所へ適時開示します。

